



HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 必要性・有効性・効率性の原則に関する経済学的考察 |
| Author(s) | 常木, 淳 |
| Citation | 新世代法政策学研究, 3, 49-62 |
| Issue Date | 2009-11 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/43693 |
| Type | other |
| File Information | 3_49-62.pdf |



必要性・有効性・効率性の原則に関する 経済学的考察

常 木 淳

1. 序論

政策評価法は、2001年6月に公布、2002年4月1日より施行された。その後の実施過程では一定の成果を挙げつつも、多様な問題点が摘出され、今後とも改善のための継続的努力が求められている。その中で、同法が行政法解釈学に及ぼした大きなインパクトとして、同法の内容の一部が、行政法の一般原則として取り入れられつつあることを挙げることができる。

もちろん、何を以て行政法の一般原則と解するかは、学説上、必ずしも一致を見ないが、近年の代表的な行政法の教科書である宇賀（2006、53頁）は、政策評価法3条1項が掲げている行政機関による政策の評価基準としての必要性、効率性、または、有効性の観点を、そのまま、行政法の基本原則として採用している。また、同じく、近年の代表的な教科書である櫻井・橋本（2007、28頁）は、やはり、効率性原則を一般原則として承認するとともに、その具体的方法論としての費用便益分析にも言及している。政策評価法それ自身も、法解釈学、基礎法学双方の観点から様々な考察の対象となりうるであろうが、本稿は、上に指摘したようなより一般的な原則という観点から、政策評価法の基盤をなす価値基準としての必要性、有効性、効率性の原則に関する経済学的な検討を行うことにしたい。

これらの原則は、一見明らかなように、経済学的な着想と深い関係があり、事実、政策評価法（以下、「法」と適宜略記）の法制化の基盤になった「政策評価制度の在り方に関する研究会」では、報告の取りまとめにあたって、日本における代表的な公共経済学者複数の協力を得ている。しか

し、最終的に提示された法と、その背景となる「政策評価に関する基本方針」（以下、「基本方針」もしくは「方針」と適宜略記）においては、これらの評価基準に対して極めてあいまいな定義がなされたに過ぎず、この結果、同法の実施にあたって不必要な混乱と事務作業の煩瑣とを生ぜしめる一因となったうらみはなしとしない。今後、これらの基準が一般的な法原則に昇華されるとすれば、解釈学上の新たな混乱の原因ともなりかねない。そこで、これらの原則について、経済学的観点から、更なる分析と明確化の作業を行うことに重要な意義が存するものと考えられる。

本稿は、経済学の方法論のうちでも、とりわけ費用便益分析のフレームワークに基づいて、上記三基準を一貫して定式化することを試みる。実際、上記方針の記述は、かなりの程度まで費用便益分析の理論枠組を踏襲するものであり、この方向性を更に推し進める事によって、同基準の内容と意義とを、より明らかにできるであろう。

2. 費用便益分析の定義と構成

はじめに、費用便益分析とは何かに関する大まかなアウトラインを示しておくことにしよう。費用便益分析は、ある政策の費用と効果とを比較して、その政策の社会的有用性を決定する社会的意思決定の方式である。¹ このために、費用や便益の確定が行われる必要があるが、そのために経済学的な価値基準と分析手法を明示的に導入することが大きな特色であると言える。すなわち、費用便益分析は厚生経済学の応用領域であり、「資源配分の効率性」と「富の分配の公平性」とを政策評価のための基本的な価値基準であるとする。² また、次節以降の論点を先取りするならば、個別の公的支出や規制政策を評価するにあたっては、分配の公平性よりも資

¹ 費用便益分析については、理論的な展望としては、常木（2000）を参照せよ。より具体例を取り上げている、応用的なテキストとしては、Boardman, Greenberg, Vining and Weimar（2001）が優れている。「法と経済学」の観点からの、費用便益分析への様々な角度からの評価・検討については、Adler and Posner eds.（2001）に収録された論考を参照せよ。

² 詳しくは、常木（2000、2009a）を参照のこと。

源配分の効率性を主たる基準として政策評価を行う。

次に、政策導入によって、資源配分のどのような変化が生じ、その結果、目的とする厚生経済学的価値がどのように促進ないし抑制されるかに関して経済理論に基づく分析を行う。最も望ましいのは、これらの効果が定量的に把握できるような実証可能性のある理論分析を提示して、これを実証データによって裏付けることであるが、理論モデルの複雑性やデータの制約によって定量的な実証結果が得られない場合でも、理論的な分析に基づく結果予測を行い、これを定性的な現実の観察事実や資料によって裏付けることで、ある程度までの確な政策効果の評価を行うことができる。本稿の主題である政策評価に関する三原則は、これらの費用便益分析の価値基準もしくは理論的・実証的分析の必要性と関連するものと考えられる。

3. 効率性原則

政策評価法3条1項は、評価基準として、必要性・有効性・効率性を挙げているが、その具体的な定義については、いずれも同法の背景になっている「政策評価に関する基本方針」によらねばならない。同方針I2によれば、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。本節では、同方針における効率性原則が、費用便益分析における「資源配分の効率性」と対応しており、費用便益分析における効率性概念を適用することによって、この原則の意味の明確化に資することを示したい。

費用便益分析における「資源配分の効率性」とは、第一義的にはパレート効率性(Pareto efficiency)を意味している。パレート効率性は、「他の個人の効用を低下させない限り、どの個人の効用も改善できない状態」と定義される。これに対して、櫻井・橋本（2006、28頁）は、効率性原則を「行政費用にかかわる原則であり、ある特定の目的を達成するにあたっては最小の費用でまかなわれなければならないことを内容とする」としているが、同一の目的をより安価な費用で実現できるならば、もとの状態に対して「すべての個人の効用を増加させる」（パレート改善）ことが可能であったことになり、もともとの政策選択はパレート効率性基準を満足していなか

ったことになる。つまり、同書による効率性原則の定義は、パレート効率性の（十分条件ではなく）必要条件である。

費用便益分析は、所与の目的に対する費用最小化という範囲を越えて、パレート効率性を政策評価において追求すべき目的と考えるが、筆者は、効率性原則についても同様に、櫻井・橋本（2006）よりも広い定義を採用することが妥当であると考え。このような拡張に際して、個別の政策選択においてパレート改善を積み重ねて行くべきであるとするパレート改善基準は現実的ではない。例えば、一定の税負担のもとで道路支出の公共プロジェクトが行われたとしよう。全ての国民にとって、新たな道路のサービスから得られる便益が税負担を上回るならば、このプロジェクトはパレート改善をもたらすため、明らかに効率性を改善する。しかし、現実にはパレート改善的なプロジェクトを探り出す事は、きわめて難しい。ほとんど全てのプロジェクトの場合、税負担と便益とは対応しないため、利益を得る人と損失を蒙る人がいることになる。

このような状況を踏まえて、なおパレート効率性を追求する場合に政策評価のための基本的基準となるのが仮設的補償原理 (hypothetical compensation principle、以下HCPと略記、別名、カルドア・ヒックス基準(Kaldor-Hicks criterion)とも言う)、である。HCPとは、「ある政策を行なった結果として、その政策と同時に適当な所得再分配が行なわれればパレート改善が実現する場合、実際にはそのような所得再分配が行なわれなくとも、その政策は効率性の観点から正当化できる」とする考え方である。

やや回りくどい表現であるが、HCPは重要な意味を持っている。再び道路支出を例に引くと、ある道路整備の結果として、利用者の便益は通常明らかに増加する。他方、工事に伴う費用負担によって納税者の負担が生ずるが、一般に利用者と納税者とは対応しないため、道路整備から利益を受ける人と損失を蒙る人がいることになる。この場合、パレート改善基準の下では、プロジェクトは否決されることになる。しかしHCPのもとでは、利用者の便益が納税者の負担を補償してもなおプラスであると判断されれば、このプロジェクトは効率性を改善したのものとして是認される。効率性基準としては、本来、パレート改善基準が望ましいのは言うまでもないが、上の例からもわかるように、パレート改善のためにはプロジェクトの選択と補償的な所得再分配とがセットにならねばならず、しかも、このよ

うな補償的再分配が実効性のないものであることは自明である。そのような再分配のための取引費用は莫大であり、プロジェクトの受益者は自己の便益を過小申告して補償負担を免れるように努めるからである。

パレート改善の基準を満たすプロジェクトは、行政による費用削減計画のような事例を除けば現実にはほとんど存在し得ないのに対して、HCPを満たすプロジェクトはいくつも存在し得る。また、行政府が提供している種々のプロジェクトを評価する基準として、現実的に極めて自然な妥当性がある。従って、効率性原則は、HCPとほぼ一義的に対応すると考えるのが合理的であると考えられる。

次に、以上の議論では、政策評価という場合の「政策」として、プロジェクト、つまり、個別の公共支出や規制政策を念頭に置いてきた。例えば、一本の道路の建設とかひとつの製品に関する安全規制というような場合である。これに対して、政策評価においては、もっと規模の大きい、継続的な公共サービスの供給や規制システムの執行と管理を目標とする、組織その他の制度の設計や改革全体が政策として把握されて評価の対象となることがある。つまり、特定の公共政策の提供にとって、最も望ましい制度形態は何かという問題意識による政策評価が行われるのである。例えば、これまで地方自治体に属する公的機関が独占的に管轄してきた、ある特定の製品に対する安全点検を、一定の条件を充足した民間の検査機関に委ねることが認められるようにルール変更が行われた場合、これを政策として把握するようなケースである。

この場合、重要なポイントは、費用概念を拡張すべきことである。純粋に資源配分上の観点からの費用のみに着目すると、まったく同等なサービスと同費用で提供できる場合でも、制度の選択如何によって、これを提供するための制度の導入・維持・業務執行に要する費用に大幅な差異が存在しうる。このような費用は、コース(Coase(1960))によって、取引費用と呼ばれて重視されたものであり、制度選択に関わる費用便益分析において決定的な意味を持つ。この点は、5節でより詳しく触れることとする。

4. 有効性原則

有効性原則は、方針I2において、「得ようとする政策効果と当該政策に

基づく活動より実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすること」と定義されている。この定義は、より具体化すれば、二つの論点を内包するものと思われる。第一に、立案・執行される政策が実際に所期の目的を達しうるかについて、明確な論理整合的関係を有するか否かということ、第二に、政策の効果に関する実証的なデータが提示可能か否かという点である。本節は、HCPに基づく費用便益分析の適用が、有効性原則とも合致する政策評価手法であることを示す。

あるプロジェクトがHCPによって是認されることと、適当な費用便益基準を充足する事との間に合理的な対応関係がある。³ 例えば、ある公共財を供給する場合、公共財の便益を全人口について合計して、それを供給費用と比較し、前者が後者を上回るならば供給は効率性の観点から望ましい、といった通常のコスト対効果分析に基づく判断は、HCPの基準を前提にしなければ成り立たない。これはHCPと、これに基づく費用便益分析が、「得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動より実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係」が明確化されているという意味において、有効性原則に合致していることを意味すると思われる。

HCPが有効性原則と合致するために、最も理想的なのは、政策効果の理論的な予測のみならず、これらの効果が定量的に把握されるケースである。この点は、方針I4アに、「政策効果の把握に当たっては、…できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし…」とあることとも対応する。ただし現実には、多くの公共政策の評価について同じ精度での評価が可能とは限らない。例えば、公共財の代表に挙げられる防衛支出や環境保護支出の場合を考えて見よう。ミサイルの購入や環境汚染防護設備の設置に対して、受益者が便益を正直に申告する保障はなく、これを客観的に測定する事も困難である。また、教育・福祉や研究開発支出など、多くの公共政策においては、当事者以外の人々やコミュニティ全体に対する外部効果が評価されねばならず、更には将来世代の受益が期待される場合も多いため、これらの価値評価は大変むずかしい。⁴ 制度選択

³ 常木(2000、第2、4章、2002、第1、5章)を参照のこと。

⁴ 現実には、どのような公共政策に対して、どの程度精度の高い評価が可能かは、個別の政策に依存して著しく多様とならざるを得ない。日本における個別的な政策評

の場合に費用便益分析を拡張すれば、費用、便益共に範囲が広がるために、定量的な政策評価は、ほとんど不可能であると言える。

しかし、同じく方針I4アにあるように、政策評価手法において政策効果の定量的把握が困難である場合には、「できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳密な実施の確保を図るもの」とされており、HCP基準と費用便益分析のフレームワークは、このためにも重要である。これらの枠組みを用いることによって初めて、政策が予定する効果に関する理論的な定性的予測が可能になり、また、便益や費用の項目が明示されることによって、行政は自らの政策について、費用対効果に関する自らの判断と、その根拠となる客観的な情報やデータを提示することができる。これらの効果によって、より客観的かつ厳密な政策評価が可能となるのである。

5. 必要性原則

方針I2は、必要性原則について、「政策効果からみて、対象とする政策にかかる行政目的が国民や社会のニーズまたはより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるかという視点である」と定義している。「対象とする政策にかかる行政目的が国民や社会のニーズまたはより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか」という観点は、究極的な行政目的は「資源配分の効率性」と「富の分配の公平性」とに還元されるとする我々の立場からは、政策が先の効率性原則、もしくは、後に説明する公平性の基準に合致することを要請するものである。必要性原則の特色は、これらの費用便益分析における評価基準が、「行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるか」という観点に結び付けられることによって、当該行政活動が公的になされるのが望ましいか、それとも民間に委ねることが望ましいかという選択を問い、官民の役割分担の適正化を求める原則となっていることである。従って、必要性原則は、文脈によって補完性原則

価手法の研究の例として、金本・蓮池・藤原(2006)、森地・金本編(2008)を挙げておく。

と呼ばれる原則と一致していると思われる。⁵

最初に、必要性原則ないし補完性原則は、前節における区分を踏まえるならば、個別の公共プロジェクトに関する評価ではなく、制度間の選択に関わる原則であることを押さえておかななくてはならない。従って、制度選択にあたって、公共部門と民間による供給とのいずれが効率的であるかを費用便益分析によって決するという意味では、広義には効率性原則に還元されるとの見方も不可能ではないが、必要性ないし補完性原則は、原型的な公的給付政策や個別の規制政策に関する費用便益分析ではなく、社会制度の選択に関する費用便益分析を求めているという意味において、より複雑かつ高度な経済理論と費用便益分析手法を求められることに留意しなくてはならない。⁶

なお、補完性原則の適用による官民の役割分担という場合、混同されやすい二通りのケースを区別することも重要である。第一は、現行の公的事業を完全に市場機構に委ねる形で民営化する場合であり、第二は、公的事業の内容の企画・立案について国のイニシアティブを確保した上で、これら事業の実行部門を民間に委託する場合である。補完性原則は、本来、この後者を意味するものと考えられるので、この原則を「行政の役割は必要最小限度であるべきで、市場原理にのっとった民間活動の補完的役割に徹するのが好ましいという自由主義的思想を基礎としており、「小さな政府」を志向する文脈で用いられる」（櫻井・橋本（2007, 28頁））と規定することは必ずしも誤りではないが、多分にミスリーディングというべきであろう。

とりわけ、補完性原則は、アメリカにおける新自由主義思想としてのリバタリアニズムが主張するような、政府による経済的・社会的介入を極小化すべきであるとする考え方にコミットすることなく主張することがで

⁵ 宇賀（2005, 53頁）、櫻井・橋本（2006, 28頁）とも補完性原則に言及しており、特に後者は、補完性原則を独立に法原則として位置づけている。

⁶ このような公的供給と民営化、民間委託との制度選択に関わる費用便益比較の基準を示す基本的研究として、Hart, Shleifer and Vishny（1997）、及び、Shleifer（1998）を参照せよ。日本の法政策への応用としては、常木（2009b）をも参照のこと。

きる。⁷ なぜなら、たとえ、多くの公共サービスの供給や公的規制の執行が、補完性原則の観点から民営化、民間委託されたとしても、公共サービスや公的規制の内容や規模に関して政府の関与が確保される限りにおいて、十分に福祉国家的な「大きな政府」への志向と補完性原則は何ら矛盾しないからである。

6. 必要性・補完性原則の一般化

前節における必要性・補完性の原則は、制度選択における官民の役割分担という観点に基づいているが、これを、より一般的な、最も効率的な制度の選択という観点へと拡張することによって、より豊かな成果を期待できるものと思われる。必要性原則に関する「行政関与の在り方から見て当該政策を行政が担う必要があるか」という観点は、単に民間企業による資源配分との比較だけではなく、行政よりも司法による統制がより効果的ではないか、行政内部においても、どのような手法が最も効果的であるかという観点を内包するものと考えられる。

代表的な事例として、外部性のコントロールに関する経済学の研究を挙げることができる。ここでの最も重要な視点は、外部性に伴う「市場の失敗」をコントロールするための方法は一つではなく、その選択如何によって、資源配分や制度執行のための取引費用が大幅に変化するという点である。外部不経済に対する通常の直接的規制に加えて、ピグー（Pigou（1920））は、税金による規制（今日の用語でいえば、誘導的規制）を提唱し、これを批判したコース（Coase（1960））は、法的権利画定に基づく司法的な解決の有効性を主張した。また、デーレス（Dales（1968））は、排出権取引というアプローチを提唱している。これらの様々な外部性は、個々の性質に応じて、もっとも効果的な手法で統制されなければならないが、必要性原則は、これらの多様な制度間において最も必要性の高いものの選択を要請していると解することができるように思われる。⁸ 制度選択の問題としては、

⁷ リバタリアニズムの代表的な理論家として、哲学者のノージック（Nozick（1974））、法学者のエプスタイン（Epstein（1985））らを挙げることができる。

⁸ コースの研究を拡張するものとして、Calabresi and Melamed（1972）をも参照のこと。

他にも、地方分権化、エージェンシー化など、多様な選択肢が存在する。これらのうちから、経済理論と実証分析に基づいて最も効率的な制度を選択するという視点が、一般化された必要性原則、補完性原則の要請であると解釈することができよう。⁹

7. 効率性と公平性

政策評価法は3条及び12条において、政策評価基準として必要性・有効性・効率性を挙げており、公平性を明示的に挙げていない。筆者もこの方向を踏襲し、多くの政策評価について上記三原則が重要であり、公平性が補助的な基準とならざるを得ないことを以下で論ずるつもりであるが、原則の問題として、公平性の実現は経済社会政策全体としてきわめて重要であることは言うまでもない。また、基本方針I2は、「上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点と考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることによりおこなうものである」と述べて、公平性の観点が、政策評価において、一定の考慮事項としての位置を占めるべきであるとの認識を示している。従って、公平性が多く政策評価の場合について、補助的な基準となる根拠を明らかにする必要がある。

2節において、我々は、HCPは、効率性原則に一致するという意味で適切な価値基準であることを論じた。しかし、ここでしばしば問題となるのは、HCPが公平性の基準と対立することである。例えば、ある道路を敷設した時に、これを利用する諸企業の利益が大幅に伸びたとしよう。もしも費用調達のための税負担が逆進的であったり、近隣住民への環境被害が存在するならば、HCPに照らして道路の敷設が望ましいとしても富の分配の不公平を助長する可能性がある。逆に過疎地への道路敷設の場合、利用者

と。邦文による展望と、日本法への示唆について、常木・浜田（2003）を参照されたい。

⁹ これらの制度選択に関する基本的的方法論と文献については、岩本（2001）を参照せよ。

が少なく費用負担に見合わなければHCPから見て是認できないが、この道路が、例え少人数であっても過疎地に住む住民にとって必要不可欠なものであれば、分配の公平性から見て望ましい可能性もある。そこで問題は、どこまで政策判断においてHCPを適用し、どこまで公平性の観点を採り入れるかというところにある。しかし、その前に、効率性同様、公平性についての厳密な定義が必要である。

公平性については、「何の公平か？」という問いが常につきまとうが、個人主義的観点を以って一貫する限り、個々人の満足度、すなわち効用（＝実質的富）の分配の公平が、究極的な公平性の基準とならざるを得ない。¹⁰ そこで例えば、あるプロジェクトが階層Aに1億円の利益をもたらし、階層Bに5000万円の損失を強いるとすると、HCPの観点からは、このプロジェクトが是認できるが、BがAよりも低所得階層である場合、プロジェクトがもたらす階層Bの効用の低下は、階層Aの効用の増加を凌駕するとの判断も可能になる。もちろん、このような判断は、実証的な根拠を有するものではなく、政府当局による効用の個人間比較についての価値判断を示しているに過ぎない。一般に、公平性に関する判断は主観的な価値判断であって、「何が公平か？」についての個人間の合意を得ることは難しいことに留意しなくてはならない。

そこで、費用便益分析の利用にあたって、有効性原則に内包される、得ようとする政策効果と、実際に得られている、もしくは、得られると見込まれる政策効果の関係の明確化、という観点を考慮する時、まず初めに、HCPを基準とした評価が提示されるべきであると思われる。HCPは政府当局による主観から独立に定義可能な価値基準であり、政策目的と現実の政策効果との関連が、優れて明確化されるからである。その上で行政当局が、HCPを満たさないとしても公平性の観点から必要と思われるプロジェクトがあれば、当局がその根拠として選択している社会的厚生関数（＝効用の個人間比較についての価値判断）を明示的に提示すべきである。

次に、必要性原則を適用する時、分配の公平性を担保するために、当該政策が、最も適切かつ効果的であるかどうかについても説明の必要がある。なぜなら、通常、富の分配の公平性を確保する上で最も直接的かつ効果的

¹⁰ 常木（2000、第1章、2002、第7章）を参照せよ。

な政策手段は、総合的な所得税—所得移転システムであると考えられているからである。¹¹ 従って、当該政策を公平性の観点に立って正当化するためには、現行の所得税と所得移転のシステムによって保障されている国民間の公平性を前提としても、なお当該政策による追加的な平等化が必要なものであることを説得的に示す必要がある。¹²

8. 結論

本稿は、政策評価法を通して発展しつつある行政法の基本原則である効率性、有効性、必要性の三原則に関する経済学的な考察を行った。特に、本来、政策評価法が意図していたと思われる、費用便益分析に基づいた行政政策に対する経済学的な評価システムの確立という本旨に立ち返って、これらの原則の意味をできる限り明確化することに意を用いたつもりである。これらの原則の理解については、なお、様々な議論の混乱や誤解があるように見受けられ、また、それらの混乱が政策評価の現場を本来予定したものと異なる事態に追い込んでいく印象があるが、より充実した行政政策評価の確立と、行政法に対する経済学的な費用便益分析アプローチの適用の更なる進展に向けて、本稿の議論がささやかな一助となれば幸いである。

¹¹ 所得税と所得移転が適切に選択される限り、その他の政府支出については効率性の観点のみから決定することが最も望ましいことについては、Hylland and Zeckhauser (1979) による先駆的な研究がある。このインプリケーションを更に展開したのがキャプローによる一連の研究(Kaplow (1996, 2004, 2008))であり、政府支出以外の規制政策や個別物品税などについても、同様な帰結が生ずることが示されている。

¹² ロールス(Rawls (1971))やセン(Sen (1992))は、社会的公平の評価にあたって、個人の効用以外の情報を利用することを提唱した。このような観点から、ある種の必需的な財を基本財として扱い、社会的公平にとって不可欠なファクターであると考え、その供給を社会的公平の観点から正当化しようとする立場がある。しかし、このような反厚生主義的公平概念に対しては、Kaplow and Shavell (2002) が指摘するような重大な問題点がある。ロールス、センらの反厚生主義的価値理論に対する厚生主義の側からの哲学的な反駁として、Hare (1981) は、圧倒的な説得力を持つように見える。

参考文献

- 岩本康志 (2001) 「政府統治理論から見た行政改革」、『政府統治の研究』第1章、国際高等研究所。
- 宇賀克也 (2002) 『政策評価の法制度』有斐閣。
- 宇賀克也 (2006) 『行政法概説 I—行政法総論』(第2版) 有斐閣。
- 金本良嗣・蓮池勝人・藤原徹 (2006) 『政策評価マイクロモデル』東洋経済新報社。
- 櫻井敬子・橋本博之 (2007) 『行政法』弘文堂。
- 常木淳 (2000) 『費用便益分析の基礎』東京大学出版会。
- 常木淳 (2002) 『公共経済学』(第2版) 新世社。
- 常木淳 (2003) 「政策評価と費用便益分析」、『道路交通政策の評価手法に関する研究』(道路経済研究所) 第1章所収。
- 常木淳 (2009a) 「厚生経済学的価値基準の憲法適合性と法政策分析への適用可能性に関する考察」、『法と経済学研究』近刊。
- 常木淳 (2009b) 「公共サービスの供給指針に関する経済学的考察」、『法と経済学研究』近刊。
- 常木淳・浜田宏一 (2003) 「環境をめぐる「法と経済」、植田和弘・森田恒幸編『岩波講座・環境経済・政策学 第3巻：環境政策の基礎』岩波書店、67-95頁。
- 森地茂・金本良嗣編 (2008) 『道路投資の便益評価—理論と実践』東洋経済新報社。
- Adler, M.D. and R.A. Posner eds. (2001), *Cost-Benefit Analysis: Legal, Economic and Philosophical Perspectives*, The University of Chicago Press.
- Boardman, A.E., D.H. Greenberg, A.R. Vining and D.L. Weimar (2001), *Cost-Benefit Analysis: Concepts and Practice*, 2nd ed. Prentice-Hall.
- Calabresi, G. and D. Melamed (1972), "Property Rules, Liability Rules and Inalienability: One View of the Cathedral", *Harvard Law Review* 85, pp.1089-1128.
- Coase, R.H. (1960), "The Problem of Social Cost," *Journal of Law and Economics*, 3, pp. 1-44.
- Dales, J.H. (1968), *Pollution, Property, and Prices*, University of Toronto Press.
- Epstein, R.A. (1985), *Takings: Private Property and the Power of Eminent Domain*, Harvard University Press.
- Hare, R.M. (1981), *Moral Thinking*, Cambridge University Press.
- Hart, O., A. Shleifer and R. W. Vishny (1997), "The Proper Scope of Government: Theory and an Application to Prisons," *Quarterly Journal of Economics* 112, 1127-1161.
- Hylland, A. and R. Zeckhauser (1979), "Distributional Objectives Should Affect Taxes But Not Program Choice or Design," *Scandinavian Journal of Economics* 81, 264-284.
- Kaplow, L. (1996), "The Optimal Supply of Public Goods and the Distortionary Cost of

- Taxation,” *National Tax Journal* 49, 513–533.
- Kaplow, L. (2004), “On the (Ir)relevance of Distribution and Labor Supply Distortion to Government Policy,” *Journal of Economic Perspectives* 18, 159–175.
- Kaplow, L. (2008), *The Theory of Taxation and Public Economics*, Princeton University Press.
- Kaplow, L. and S. Shavell (2002), *Fairness versus Welfare*, Harvard University Press.
- Nozick, R. (1974), *Anarchy, State and Utopia*, Basic Books.
- Pigou, A.C. (1920), *The Economics of Welfare*, Macmillan.
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*, Harvard University Press.
- Sen, A.K. (1992), *Inequality Reexamined*. Clarendon Press.
- Shleifer, A. (1998), “State versus Private Ownership” *Journal of Economic Perspectives* 12, 133–150.